

湯河原町告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託した。

令和 7 年 7 月 11 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 徴収の事務を委託する使用料
湯河原町海浜公園駐車場使用料（夏季）
- 2 委託先
神奈川県平塚市真田四丁目 39 番 38 号
東海体育指導株式会社
代表取締役 西久保 好生
- 3 委託期間 令和 7 年 7 月 19 日から令和 7 年 8 月 24 日まで